平成２２年（フ）第３号
東京都八王子市北野台３丁目26番４号
債務者　遠所真由美
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９号
東京都板橋区徳丸３丁目15番13号メゾン・ド・高麗203
債務者　松本　未歩
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４８号
東京都町田市木曽東４丁目６番614号
債務者　川田　重雄
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９６号
東京都葛飾区金町６丁目２番１―806号ヴィナシス金町タワーレジデンス
債務者　神戸　陽介
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０８号
東京都港区南麻布３丁目15番８号
債務者　五十嵐文孝
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０９号
東京都港区南麻布３丁目15番８号
債務者　五十嵐末子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３４号
東京都大田区多摩川１丁目２番16号ラディッシュ301
債務者　斉藤　正利
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２１９号
東京都町田市相原町1248番地１ヴィラミューズ105
債務者　新崎　明功
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２０号
秋田県横手市赤坂字荒沼37番地２　サンハート赤坂１―１
債務者　大場　千浪（旧姓保坂）
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第７９号
東京都日野市万願寺５丁目５番地の７富士美荘102
債務者　藤本　辰二
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２０号
東京都東大和市桜が丘１丁目1429番地の３東京ユニオンガーデンＣ―318
債務者　新井れい子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７１号
東京都青梅市大柳町1543番地の３グランボナールⅡ205号
債務者　水澤アオイこと　孫　　青珉
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５７７号
東京都青梅市今寺５丁目５番地の４ハイツ中原103
債務者　大久保　昇
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８９９号
静岡市駿河区用宗５丁目５番37―206号、旧住所大分県豊後大野市大野町田中2807番地
債務者　清田　利春
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９４２号
静岡県藤枝市駿河台３丁目５番10号
債務者　小林　順子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部